

近代化基金融資に関するQ&A

Q 1 次の事項は近代化基金の融資対象として考えてよいのでしょうか。

- ① 保証金
- ② 対象設備に係る消費税
- ③ 中古車両購入
- ④ 車両等リース料

(答)

- ① 「保証金」は融資対象とはなりません。建物・車両等の設備を対象としています。
- ② 「消費税」は対象事業施設取得に直接必要な資金であることから、融資対象としています。
- ③ 中古車両は自動車 NO x・P M法に基づく排出基準適合車であれば融資対象としています。
- ④ 車両等リース料は運転資金と認定され、設備資金ではないので、融資対象外となります。

Q 2 中央近代化基金と地方近代化基金の両方から近代化基金融資を利用することはできますか。

(答)

同一案件について両方から融資を受けることはできません。

全ト協と地ト協とでは事業者の設備投資の規模によって役割分担が異なるというのが基本的考え方です。
したがって、「同一プロジェクトについて両方から利子補給を受けることはできない。」「同一プロジェクトの中央、地方両者からの推薦はできない。」としています。

Q 3 無蓋車庫は設備融資の対象になりますか。

(答)

原則、土地のみの取得（購入）は対象外となります。

しかし、その無蓋車庫が物流機能上必要と認められる場合は対象となります。例えば、大型車の車庫、保管場所が手狭になって、出入りに支障をきたしているため別に土地を購入し、車庫、保管場所として利用する場合等です。ただし、こうした場合でも、新規購入予定の土地が既存の物流施設や車庫の保管・駐車場と距離が離れているなど、土地のみでの利用が実質困難な場合は対象にはなりません。

Q 4 推薦決定前に支払が必要となった場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

(答)

推薦決定以前に資金支払が必要となった場合、手許の自己資金で支払ってしまうと、支払済分について推薦融資を受けることができません。そこで、事業内容を商工中金に事前に説明し、「つなぎ融資」を受けて支払うことが必要になります。

Q 5 利子補給の打切りや既往の利子補給分の返還請求をされるのはどのようなケースですか。

(答)

「利子補給の打切り」や「返還請求」を行うのは、次のような状況が生じた場合です。

- ① 事業者が正常な取引を維持することが困難であると判断される場合（例えば、銀行取引の停止、倒産、営業権の譲渡、協会会員資格を失ったとき、及び正常な会員の義務を果たさなかった場合等）。
- ② 事業者が正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合などです。